

パルプ・紙、紙加工品製造業等における 労働災害防止対策等説明会

「労働衛生管理関係」

新居浜労働基準監督署

平成26年11月19日

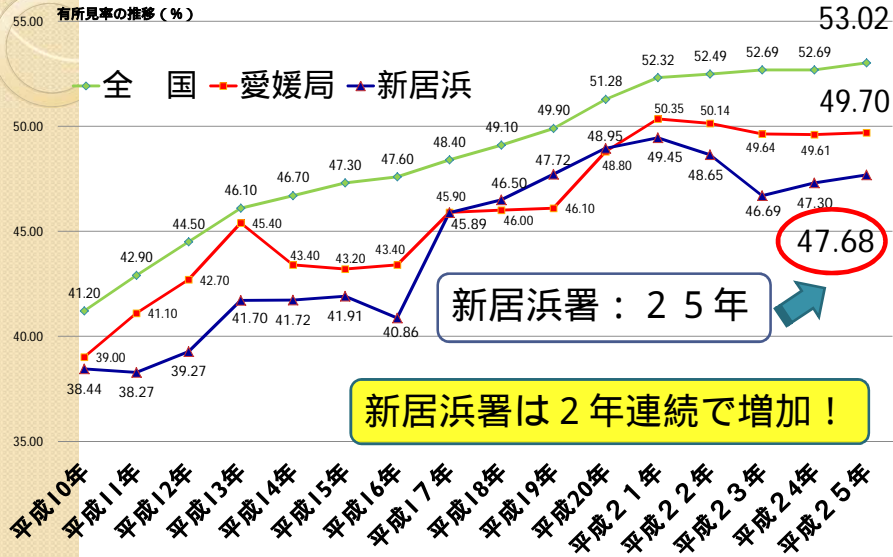
1

目次

- (1) 各種健康管理等に係る統計
- (2) 定期健康診断の実施と事後措置
- (3) 過重労働対策
- (4) メンタルヘルス対策
- (5) 化学物質による健康障害防止対策
- (6) 酸素欠乏症等防止対策
- (7) 受動喫煙防止対策

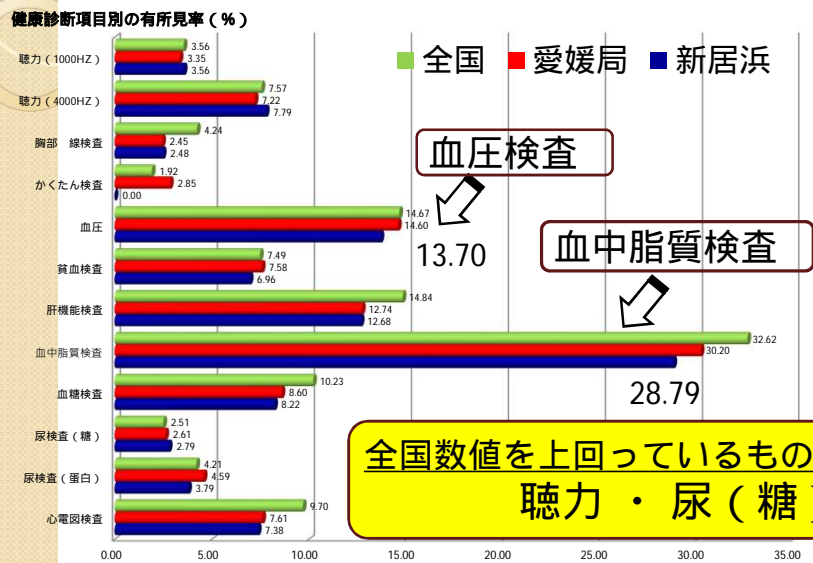
2

(1) -1 定期健康診断有所見率の推移 (全国/愛媛/新居浜)



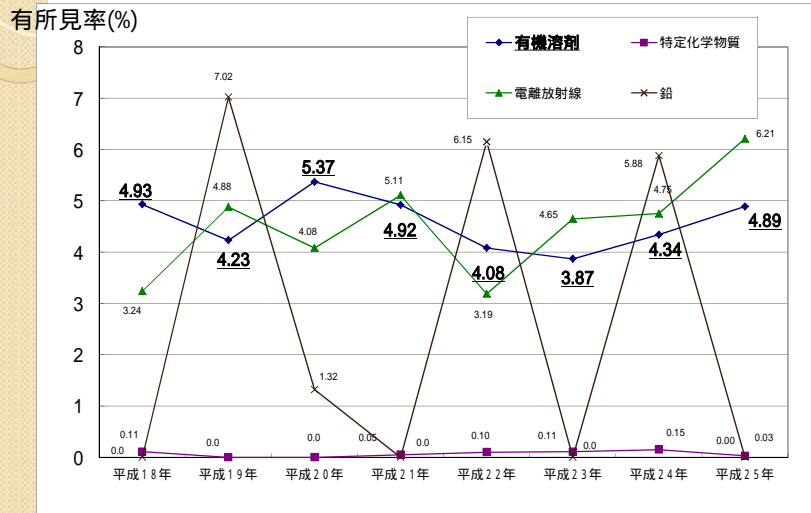
3

(1) -2 定期健康診断項目別有所見率
平成25年 (全国/愛媛/新居浜)



4

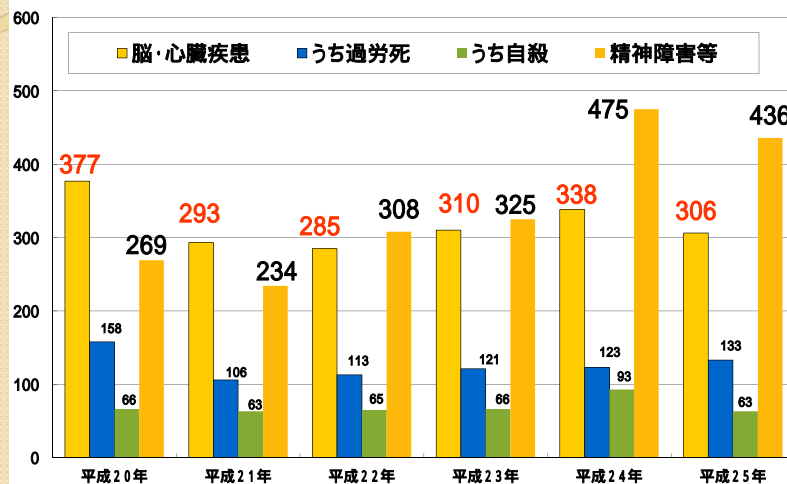
(1) -3 特殊健康診断の有所見率 (平成18年～25年 新居浜署管内の推移)



5

(1) -4 脳・心臓疾患、精神障害等の労災認定件数 (平成20年～25年 全国)

脳・心臓疾患、過労死の労災認定件数

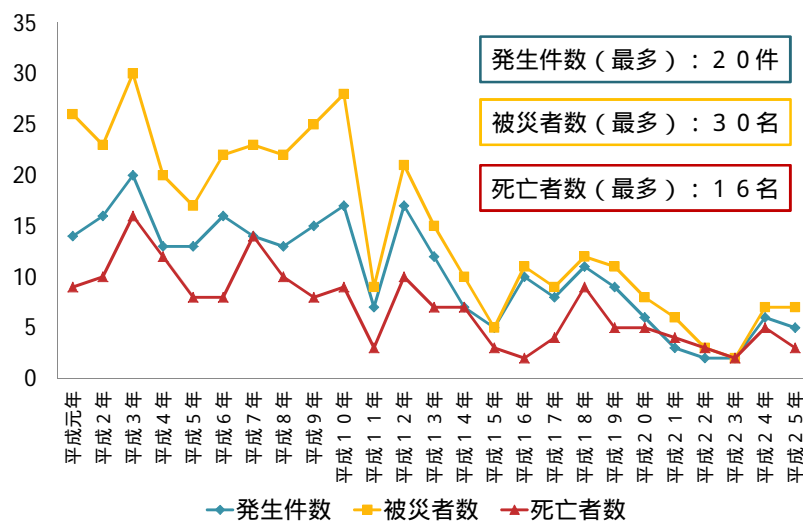


6

6

(1) -5 酸素欠乏症の労働災害の発生状況

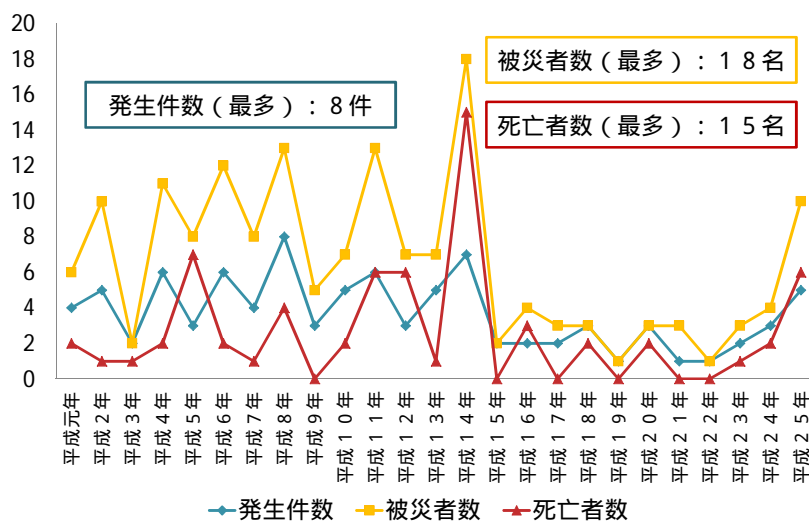
(平成元年から平成25年まで 全国統計)



7

(1) -6 硫化水素中毒の労働災害の発生状況

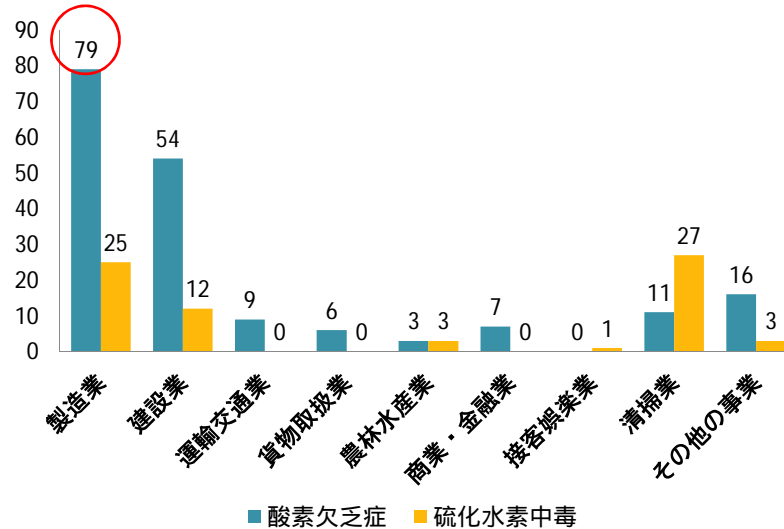
(平成元年から平成25年まで 全国統計)



8

(1) -7 酸素欠乏症等の業種別発生状況

(平成6年から平成25年まで 全国統計)



9

(2) -1 定期健康診断の実施と事後措置

「現状」➡ 2人に1人が有所見者。

「取組」➡ 有所見者に対し、「事後措置」を実施。

有所見者の健康を保持するために必要な措置について医師の等の意見を聴取し、必要があると認めるときは当該労働者の事情を考慮して

就業場所の変更 作業の転換 労働時間の短縮
深夜業の回数の減少等の措置

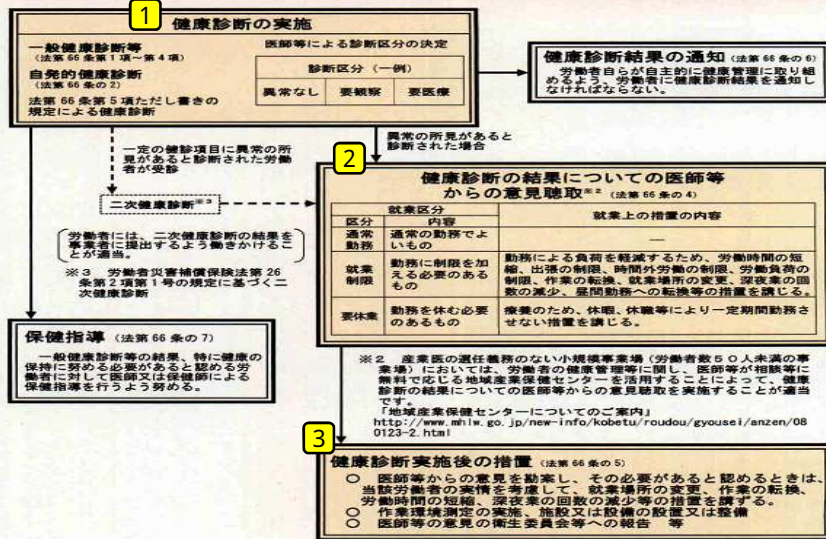
等 適切な措置を講じなければなりません。

医師からの意見聴取を確実に実施し、
健康診断実施後の措置の徹底をして下さい！

10

(2)-2 定期健康診断の実施と事後措置

● 健康診断の実施とその後の手順等



11

(2)-3 定期健康診断の実施と事後措置

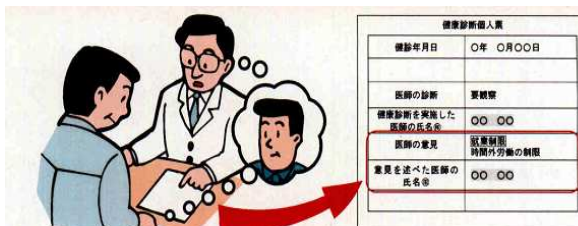
医師等の意見を聴取が必要な健康診断の種類は！！

(法：労働安全衛生法)

一般健康診断 (定期健康診断、特定業務従事者の健康診断 ^{※1} 等)	法第66条第1項
特殊健康診断 (有機溶剤健康診断等)	法第66条第2項
歯科医師による健康診断	法第66条第3項
自発的健康診断	法第66条の2
その他の健康診断	法第66条第4項、第5項ただし書き

※1 労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者に対する健康診断

医師等の意見を聴取した結果は、個人票に記入すること！！

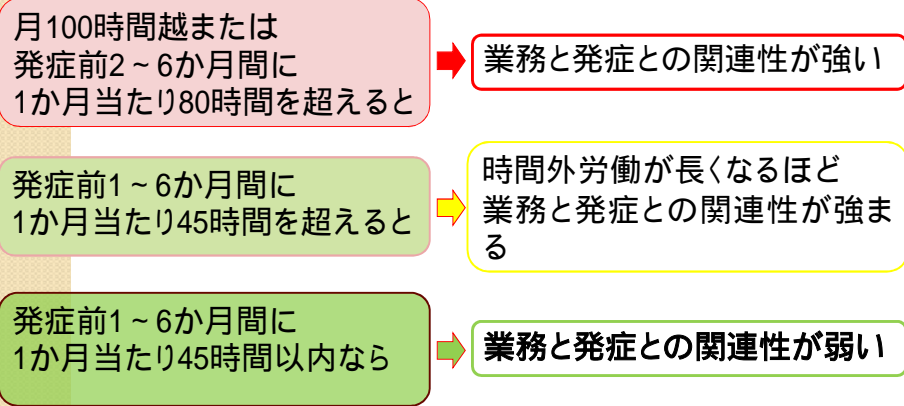


資料掲載URL : <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/100331-1.html>

12

(3) -1 過重労働対策

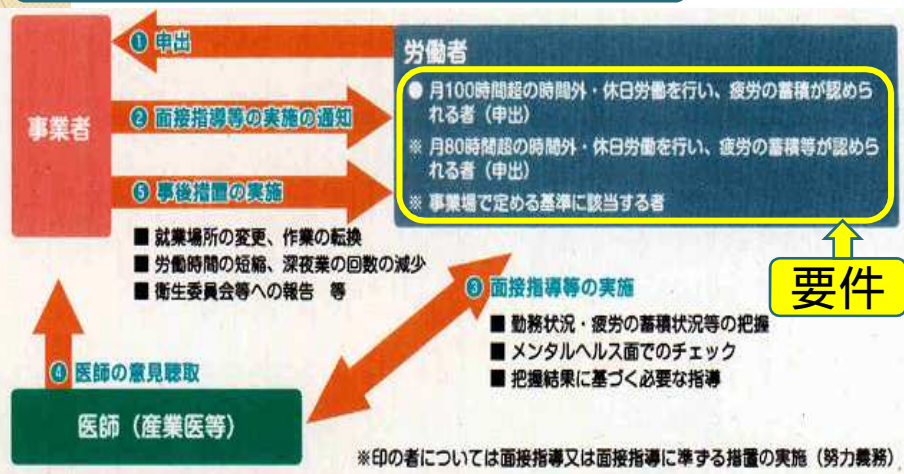
労働時間の目安と 脳・心臓疾患発症の因果関係を認識



「参考」労働者の疲労蓄積度チェックリスト
URL : <http://www.mhlw.go.jp/topics/2004/06/tp0630-1.html>

(3) -2 過重労働対策

長時間労働者への面接指導制度の概要



資料掲載URL : <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101104-1.pdf>

(4)-1 メンタルヘルス対策

- (ア) 事業者によるメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明
- (イ) 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「**心の健康づくり計画**」の策定、実施状況の評価及び改善
- (ウ) **4つのメンタルヘルスカケア**（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- (エ) 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

15

(4)-2 メンタルヘルス対策

「心の健康づくり計画」の作成の趣旨と計画に盛り込む内容は！！

心の健康づくり計画 作成の趣旨

メンタルヘルスカケアは、中長期的視野に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であり、また、その推進に当たっては、事業者が労働者の意見を聞きつつ事業場の実態に則した取り組みを行うことが必要です。

このため衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定することが必要です。

心の健康づくり計画に盛り込む事項は、次に掲げるとおりです。

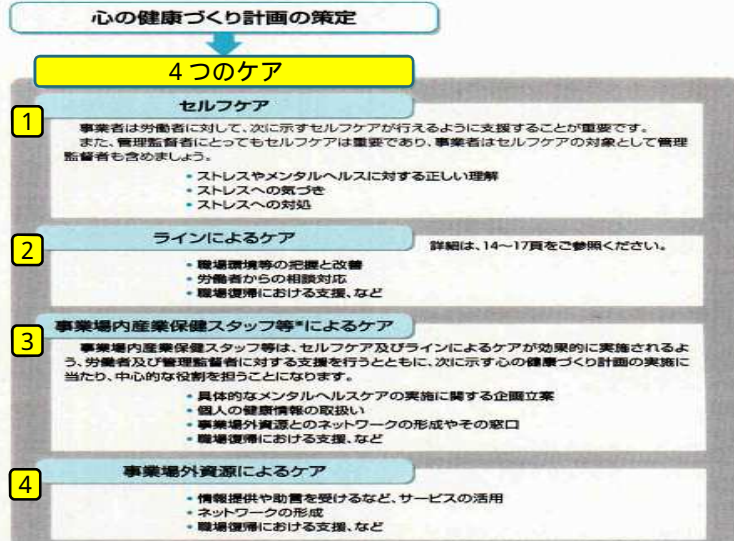
【指針：4】

盛り込む内容

- ① 事業者がメンタルヘルスカケアを積極的に推進する旨の表明に関する事
- ② 事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事
- ③ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスカケアの実施に関する事
- ④ メンタルヘルスカケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関する事
- ⑤ 労働者の健康情報の保護に関する事
- ⑥ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事
- ⑦ その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関する事

16

(4)-3 メンタルヘルス対策



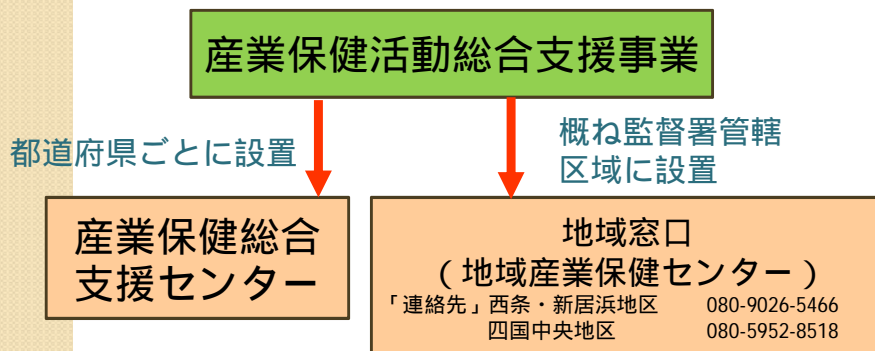
事業場内メンタルヘルス推進担当者を選任し、スムーズな運用を！！

資料掲載URL : <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/101004-3.pdf> 17

産業保健活動総合支援事業のご案内

健康診断の結果についての医師等からの意見聴取（事後措置）
及び
長時間労働者に対する医師による面接指導

に係る相談を一元的に受け付け、総合的な支援体制に！！



(5)-1 化学物質による健康障害防止対策

- (ア) SDS及びラベルによる化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用
- (イ) 化学物質による危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置(リスクアセスメント)の実施等を始めとする自律的管理の推進
改正安衛法施行(別途説明あり)
- (ウ) 作業主任者の選任、人体に及ぼす影響・取扱い上の注意事項等の掲示、漏えい・発散防止等適切な管理の推進
- (エ) 化学物質によるばく露防止のための保護具の着用等の徹底

19

(5)-2 化学物質による健康障害防止対策

化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)

GHSは、化学品の危険有害性に関する情報を、それを取り扱う全ての人々に正確に伝えることによって、人の安全・健康及び環境の保護を行うことを目的としています。

分類	以下の危険有害性(ハザード)の分類基準 <ul style="list-style-type: none">● 物理化学的危険性 (爆発物、可燃性等 16項目)● 健康に対する有害性 (急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目)● 環境に対する有害性 (水生環境有害性等 2項目)
情報伝達	ラベル ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達(容器や外部梱包にラベルの貼付や印刷)
	SDS(安全データシート) 事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法等を伝達

20

(5) -3 化学物質による健康障害防止対策

作業場内表示について

GHSの対象となる化学品には、作業場に供給される時点でGHSのラベルが貼付されますが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にそのまま貼付しておき、さらに、ラベルの情報を作業場で使用する他の容器への表示にも活用することが推奨されています。



化学物質を 小分け した容器にも
内容物がわかるように元の容器と同じへ表示を！！

資料掲載URL:<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130813-01.html>

21

(5) -4 化学物質による健康障害防止対策

規則の対象となる有機溶剤は

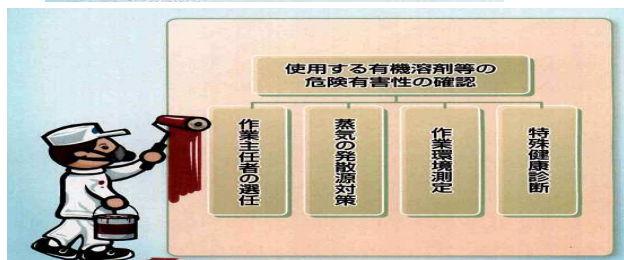


有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象となる有機溶剤は右ページの54種類です。
有機溶剤等とは、有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤の含有率が5%（重量パーセント）を超えるもの）をいいます。

有機溶剤業務とは 「抜粋」

ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（コに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務



資料掲載URL : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei53/dl/anzeneisei53-14.pdf>

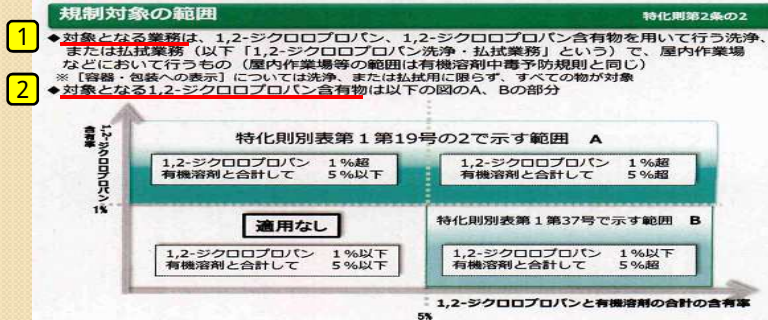
22

(5)-5 化学物質による健康障害防止対策

特定化学物質障害予防規則等を改正しました

1,2-ジクロロプロパンについて健康障害防止措置が義務づけられます

改正政省令は、平成25年10月1日から施行・適用します。
(一部には経過措置があります)



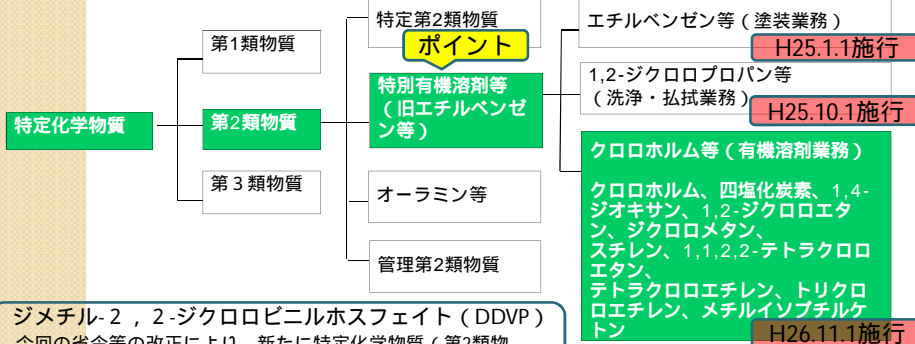
資料掲載URL:<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/120815-01.pdf>

23

(5)-6 化学物質による健康障害防止対策

クロロホルムほか9物質の健康障害防止対策

クロロホルムほか9物質は、これまで有機溶剤の中に位置づけられていましたが、発がん性を踏まえた今回の改正により、**特定化学物質の第2類物質の「特別有機溶剤等」**の中に位置づけられるとともに、**特別管理物質**になりました。



ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)
今回の省令等の改正により、新たに特定化学物質 (第2類物質・特定管理物質) になりました。

本件に係る資料等は、厚生労働省のホームページに掲載されています。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>

24

(6)-1 酸素欠乏症等防止対策

酸素欠乏症・硫化水素中毒は、致死率が高く非常に危険ですが、作業環境測定、換気、送気マスク等の呼吸用保護具の使用などの措置を適正に実施すれば発生を防ぐことができます。

酸素欠乏症

空気中の酸素濃度が低下することを酸素欠乏症といい、酸素欠乏状態の空気を吸入することで酸素欠乏症にかかります。酸素欠乏症にかかると目まいや意識喪失、さらには死に至る場合があります。

酸素濃度	症状等
21%	通常の空気の状態
18%	安全限界だが連続換気が必要
16%	頭痛、吐き気
12%	目まい、筋力低下
8%	失神昏倒、7~8分以内に死亡
6%	瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡

硫化水素中毒

硫化水素は自然界の様々な状況で発生しています。汚泥等の攪拌や化学反応等によっては急激に高濃度の硫化水素ガスが空气中に発散されることもあります。硫化水素ガスは嗅覚の麻痺や眼の損傷、呼吸障害、肺水腫を引き起こし、死に至る場合もあります。

硫化水素濃度	症状等
5 ppm程度	不快臭
10 ppm	許容濃度 (眼の粘膜の刺激下限界)
20ppm	気管支炎、肺炎、肺水腫
↓	
350ppm	生命の危険
↓	
700ppm	呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡

25

(6)-2 酸素欠乏症等防止対策

酸素欠乏症災害事例



硫化水素中毒災害事例



26

(6) -3 酸素欠乏症等防止対策

酸素欠乏症等防止規則に基づく一般的な防止措置

作業環境測定の実施（作業前）
換気の実施
保護具及び安全帯の準備と点検
人員の点検
立ち入り禁止の表示
作業主任者の選任
特別教育の実施 etc

資料掲載URL : <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/040325-3.html> 27

(7) 職場における受動喫煙防止対策の推進

- (ア) 職場の全面禁煙又は有効な喫煙室の設置による空間分煙等の受動喫煙防止対策の推進
- (イ) 受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育の実施
- (ウ) 職場の受動喫煙防止対策に関する支援制度（労働衛生コンサルタント等の専門家による技術的な相談支援、たばこ煙の濃度等の測定機器の貸与、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

「参考」受動喫煙防止対策助成金
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

28



ご清聴ありがとうございました。